

暴力団関係者等による不当介入に対する措置に関する特約文書  
(物品売買用)

(総則)

第 1 条 この特約文書は、この特約文書が添付される契約書と一体をなすものとする。

(不当介入に対する措置)

第 2 条 契約の相手方（以下「売渡人」という。）は、業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定するもの（以下「暴力団関係者等」という。）から不当介入（不当要求又は業務妨害）を受けた場合は、その介入を受け入れることなく毅然と拒否し、その旨を速やかに笛吹市（以下「買受人」という。）に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(義務違反)

第 3 条 買受人は、売渡人が前条に違反した場合は、笛吹市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成 16 年笛吹市告示第 129 号）の規定に基づき、入札参加資格停止の措置を行うものとする。